

(案)

契約番号：

建設工事請負契約書

| | |
|------------|-------------------------------|
| 工事名 | 小岱倉林道災害復旧工事 |
| 工事場所 | 秋田県北秋田市阿仁比立内外1字鰻内沢外3国有林2061林班 |
| 工期 | 契約締結の翌日から令和8年1月29日まで |
| 請負代金額 | ¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)：¥ |
| 契約保証金 | ¥ |
| 調停人 | |
| 解体工事に関する事項 | 別紙1のとおり |

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年4月3日に交付した国有林野事業工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立および内容を立証する。

令和 年 月 日

発注者

住所 秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中376-13

氏名 分任支出負担行為担当官 米代東部森林管理署上小阿仁支署長 鳴海 徹

受注者

住所

氏名

一契約条項一

1 前金払

請負金額の10分の4以内

2 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会

[] 建設工事紛争審査会

3 選択条項

別紙「選択条項」のとおり

4 解体工事に要する費用等

別紙1のとおり

5 特約条項

別紙2のとおり

署名状態

分任支出負担行為担当官 米代東部森林管理署上小阿仁支署長 鳴海 徹

: 未署名
: 未署名

別紙 1 解体工事に要する費用等

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

1 分別解体等の方法

| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工程 | 作業内容 | 分別解体等の方法 |
|-----------------|-------------|---|--|
| | ①仮設 | 仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
| | ②土工 | 土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
| | ③基礎 | 基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
| | ④本体構造 | 本体構造工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
| | ⑤ 本体付属品 | 本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
| | ⑥その他 () | その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載不要。

2 解体工事に要する費用(直接工事費) 円 (税抜き)

- (注) ・解体工事の場合のみ記載する。
 ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
 ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

| 建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|------------|-------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

(注) 建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

4 再資源化等に要する費用(直接工事費) 円 (税抜き)

- (注) 運搬費を含む。

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業工事請負契約約款第 20 条により対応する。